

甲府市空き家バンク活用促進助成金交付要綱

令和6年4月1日

まち第1号

(目的)

第1 この要綱は、甲府市空き家バンク制度要綱（平成19年12月26日企第6号。令和5年6月22日改正）で定める甲府市空き家バンク制度における売買契約を時限的に支援することで、甲府市空き家バンク制度の活性化をもって市内の空き家の解消を図るとともに、甲府市立地適正化計画（令和2年3月策定）に定める居住誘導や、子育て世帯、新婚世帯、移住世帯の市内居住促進及び地域コミュニティ維持など、複合的な施策を展開するために、予算の範囲内で甲府市空き家バンク活用促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 甲府市空き家バンク制度要綱第5条第3項の通知をもって甲府市空き家バンク制度に登録されている物件をいう。
- (2) 制度事業者 甲府市空き家バンク制度要綱第2条第3号のとおりとする。
- (3) 売買契約 令和6年4月1日以降に空き家に関する所有権の移転を伴う書類による売買契約等のうちで、制度事業者が仲介を行うものをいう。
- (4) 売り主 第4に定める助成金の交付の対象となる空き家（以下「助成対象空き家」という。）の売買契約の売り手側の者。
- (5) 買い主 助成対象空き家を購入し、居住するために必要な建物の改修工事を行う者で、5年以上助成対象空き家に定住する意思をもち自治会に加入する者。
- (6) 子育て世帯 助成金申請時に、高校生以下の子ども又は妊娠している者がいる世帯をいう。
- (7) 新婚世帯 助成金申請時に、婚姻日から3年以内の世帯で、夫婦のいずれもが50歳未満である世帯をいう。
- (8) 移住世帯 売買契約時から起算して過去10年間のうち通算5年以上甲府市外に住民票を有し、第9に定める実績報告までに世帯全員が市内に住民票を有する世帯をいう。
- (9) 子育て世帯等 第2(6)(7)(8)のいずれかに当てはまる世帯をいう。
- (10) 居住誘導区域 甲府市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。
- (11) まちなかエリア 甲府市立地適正化計画まちづくりの方針2-1「市街地の低密度化対策による元気なまちへの再興」に定める居住誘導区域内の一部の区域。相生・春日・朝日・穴切地区及び富士川・新紺屋・湯田・伊勢・東地区の一部をいう。（別紙エリア図のとおり。）
- (12) 市内施工業者 市内に本社若しくは本店が存する法人又は市内に住所を有する個人であって、改修工事または除却工事に係る見積書、契約書及び領収書を市内の所在地又は住所で作成することができるものをいう。
- (13) 改修工事 空き家に居住するために、居住部分の機能又は居住環境の向上を目的として市内

施工業者が行う修繕、補修、模様替え及び増改築をする工事をいう。

- (14) 除却工事 空き家バンクに登録した物件の売却に伴い、市内施工業者が行う解体及び撤去をする工事をいう（空き家の一部のみの解体及び撤去をする工事を除く。）。

(申請対象者)

第3 助成金の申請ができる者は、次のいずれの要件も満たすものとする。

- ア 売り主又は買い主。なお共有者がいる場合は、共有者を代表する1名のみとする。
- イ 売買契約の売り主側と買い主側が3親等以内の親族・婚族関係にないこと。
- ウ 本制度での助成を受けたことがないこと。なお共有者がいる場合は、共有者も本制度での助成を受けたことがないこと。
- エ 法人でない個人であること。なお共有者がいる場合は、共有者全員が個人であること。
- オ 申請する者が属する世帯の世帯全員が市税を滞納していないこと。
- カ 第7に定める申請を、売買契約締結日から6カ月以内又は令和11年3月10日のいずれか早い日までに行うこと。

(助成対象空き家)

第4 助成対象空き家は、次の各号の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 甲府市空き家バンク制度要綱第5条第3項の通知の日から売買契約の日までにおいて、1か月以上継続して甲府市空き家バンクホームページ等で掲載をしていた物件。ただし、第5(2)の助成金の交付の対象となる物件は、昭和56年5月31日以前に建築された建物で、6か月以上継続して甲府市空き家バンクホームページ等で掲載をしていた物件であるもの。
- (2) 過去に甲府市空き家改修助成制度及び本制度での助成が行われていない物件。
- (3) 空き家の購入又は改修工事等に対し、国、県及び市の制度による他の助成（耐震改修に係る助成を除く。）を受けたことがない物件。

(助成対象経費)

第5 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 売買契約にかかる各種経費として、所有権移転登記にかかる費用、動産の処分費用、樹木伐採費、不動産売買仲介手数料、その他市長が認めるものとする。
- (2) 第8の規定により助成金の交付の決定を受けた後に着手するもので助成対象空き家の除却工事に要する経費とする。
- (3) 第8の規定により助成金の交付の決定を受けた後に着手するもので助成対象空き家の改修工事に要する経費とする。併用住宅にあつては、居住の用に供する部分に係る改修工事費に限り助成対象経費とする。

(助成金の額等)

第6 助成金の額及び助成金を交付する者は、次のとおりとする。

- (1) 第5(1)の助成金については、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1千円未満

の端数があるときは、これを切り捨てた額。)を売り主に対して交付する。ただし助成金の限度額は、10万円とする。

(2) 第5(2)の助成金については、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)を売り主に対して交付する。ただし助成金の限度額は、50万円とする。なお、次の条件に当てはまる場合は、限度額を次のとおりとする。

ア 助成対象空き家の所在地が居住誘導区域内の場合 限度額70万円

イ 助成対象空き家の所在地がまちなかエリア内の場合 限度額80万円

(3) 第5(3)の助成金については、助成対象経費に3分の1を乗じて得た額(その額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を買い主に対して交付する。ただし助成金の限度額は、30万円とする。なお、次の条件に当てはまる場合は、限度額を次のとおりとする。

ア 子育て世帯等 限度額40万円

イ 助成対象空き家の所在地が居住誘導区域内の場合 限度額40万円

ウ 子育て世帯等で助成対象空き家の所在地が居住誘導区域内の場合 限度額50万円

エ 助成対象空き家の所在地がまちなかエリア内の場合 限度額50万円

オ 子育て世帯等で助成対象空き家の所在地がまちなかエリア内の場合 限度額50万円

(交付申請)

第7 申請対象者のうち助成金の交付を受けようとする者は、甲府市空き家バンク活用促進助成金交付申請書(第1号様式)に、次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

【各助成金共通】

ア 売買契約書の写し

イ 家屋登記簿謄本又は家屋固定資産税現所有者書(所有権が移転したことがわかる書類)

ウ 世帯全員が申請時に本市の市区町村税に滞納が無いことが確認できる書類

エ 共有者がいる場合は、全共有者からの同意書(第2号様式)又は誓約書

オ 銀行預金口座振込登録申請書

カ その他市長が必要と認める書類

【第5(1)の助成金】

キ 助成対象経費を支払ったことがわかる領収書等

【第5(2)の助成金】

ク 除却工事の見積書の写し

ケ 除却工事を行う建物の全景の現況写真

【第5(3)の助成金】

コ 改修工事の見積書の写し

サ 改修工事の予定箇所及び建物の全景の現況写真

シ 併用住宅の場合、居住部分の面積が確認できる書類

- ス 子育て世帯等である場合、当該世帯であることを証する書類
- セ 自治会への加入が確認できる書類（第3号様式の1）
- ソ 5年以上定住することを誓約する書類（第3号様式の2）

（交付決定）

- 第8 市長は、第7の申請があったときは、書類を審査し、助成金の交付の可否を決定し、甲府市空き家バンク活用促進助成金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。
- 2 前項の規定により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成金交付決定者」という。）のうち、第5(2)及び第5(3)の助成金交付決定者については、決定を受けた事業を変更し、又は中止しようとするときは、甲府市空き家バンク活用促進助成金交付変更（取下げ）申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、申請者に甲府市空き家バンク活用促進助成金交付変更決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

- 第9 助成金交付決定者は、工事が完了したときは、甲府市空き家バンク活用促進助成金実績報告書（第7号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

【第5(2)及び第5(3)の助成金共通】

- ア 工事に係る契約書又は注文請書及び内訳書の写し（売買契約日以降の日付）
- イ 施工業者の請求書及び領収書の写し
- ウ 施工前の状況と対比可能な施工完了後の写真
- エ その他市長が必要と認める書類

【第5(3)の助成金】

オ 助成対象空き家所在地における世帯全員の住民票

- 2 前項の実績報告書の提出は、工事完了日から起算して30日を経過した日又は助成金等の交付の決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに行うものとする。
- 3 市長は、第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、甲府市空き家バンク活用促進助成金額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（助成金の支払い）

- 第10 市長は、第8第1項及び第9第3項の規定により決定した助成金を、口座振込の方法により速やかに助成金交付決定者に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

- 第11 市長は、助成金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、甲府市空き家バンク活用促進助成金取消通知書（第9号様式）により通知

する。

(1) 偽りその他不正な行為により交付決定や助成金を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 買い主について、当該助成金の交付決定があった年度の3月末日までに改修工事が完了しないとき

2 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に助成金を支払っているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させるものとする。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

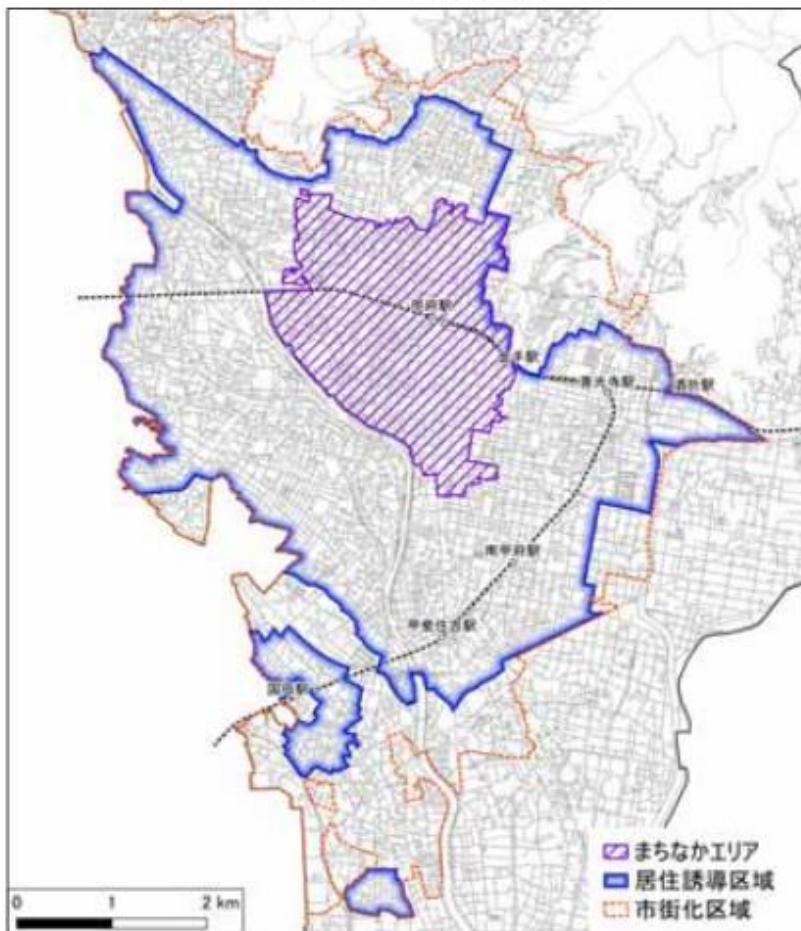
1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

図 空き家などの活用対象エリア



※まちなかエリア：相生・春日・朝日・穴切地区及び富士川・新紺屋・湯田・伊勢・東地区の一部

第 1 号様式 (第 7 関係)

第 2 号様式 (第 7 関係)

第 3 号様式の 1 (第 7 関係)

第 3 号様式の 2 (第 7 関係)

第 4 号様式 (第 8 関係)

第 5 号様式 (第 8 関係)

第 6 号様式 (第 8 関係)

第 7 号様式 (第 9 関係)

第 8 号様式 (第 9 関係)

第 9 号様式 (第 11 関係)